重 要 事 項 説 明 書

(介護予防短期入所生活介護サービス)

利用者に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 相清福祉会
事業者の所在地	山口市鋳銭司2361番地の3
法人種別	第1種社会福祉法人
代表者名	理事長 相川 文仁
電話番号	083 - 986 - 2056

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム梅光苑
施設の所在地	山口市鋳銭司2361番地の3
施設長名	施設長 内田 芳明
電話番号	083 - 986 - 2056
FAX番号	083 - 986 - 3658
E-mail	baikouen@aikawaiin.or.jp

3. ご利用施設であわせて実施する事業

東紫の猛粧	山口県知事の事	利用定数		
事業の種類	指定年月日	事業所番号	利用足数	
特別養護老人ホーム	12年4月1日	3570300339	110人	
通所介護 (介護予防)	12年4月1日	3570300230	35 人	
訪問介護(介護予防)	12年4月1日	3570300057		
居宅介護支援事業	12年4月1日	3570300057		

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、老人福祉理念に基づき、利用者の生活の安
事 業 の行列	定及び生活の充実を図ることを目的とする。
	当施設では、要介護状態等となった場合においても、そ
	の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力
 施設運営の方針	に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、
一地放連当(7)/	排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓
	練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び利用者
	の家族身体的負担の軽減を図ることを目指す。

5. 施設の概要

(1) 敷地および建物

	構造	鉄筋コンクリート造平屋建
建物	延べ床面積	$3,910,70 \text{ m}^2$
	利用定員	10名
居室	1人部屋	2室
百 <u>年</u>	4人部屋	2室

(2) その他主な設備(特別養護老人ホームと共用)

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	3室	261.44 m ²	$2.38~\text{m}^2$
機能訓練室	1室	123.00 m ²	1.11 m ²
浴室	2室	66.64 m²	
機械浴室	特殊浴槽2台		
便所	8個所		
医務室	1室		

6. 職員体制(主たる職員)

従業者	学 老		区分			常勤		保有資格
ル来句の	員数	常	勤	非常	常勤	換算	事業者の	(※印は特別養護老人 ホーム兼務)
職種	R _M	専従	兼務	専従	兼務	後の 人員	指定基準	
施設長	1		1			1	1	社会福祉主事1名※
生活相談員	3	1	2			3	2 以上	介護支援専門員 2 名 ※ 介護福祉士 1 名 ※ 社会福祉士 1 名 ※
介護職員	5 0	3 7	3	10		4 6	40以上	介護福祉士29名※ 介護支援専門員3名
看護職員	6	4		2		5	3 以上	看護師 4 名 ※ 准看護師 2 名 ※
機能訓練 指導員	2	2				2	1 以上	介護支援専門員1名※ 介護福祉士1名※ 看護師1名※
医師	3				3		1 以上	医師3名※
栄養士	2		2				1 以上	管理栄養士2名※

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	8:30~17:30	4週8休
生活相談員	8:30~17:30	4週8休
介護職員	 ・早早出(7:00~16:00) ・早出(7:30~16:30) ・平常(8:30~17:30) ・遅出(10:00~19:00) ※昼間は、原則として職員1名あたり入所者3名のお世話をします。夜間は、原則として職員5名で入所者のお世話をします。(特別養護老人ホームと一体で運用します。) 	原則 4週8休
看護職員	・早番(07:30~16:30) ・日勤(08:00~17:00) ・遅勤(10:00~19:00) ※7:30~18:00の間は特別養護老人ホームの看護師は通常3名体制で勤務します。夜間は交代で自宅待機し、緊急時に備えます。	原則 4週8休
機能訓練指導	8:30~17:30	4週8休
医師	週6日(月~土曜日)、12:00~14:00まで勤務	
栄養士	8:30~17:30	4週8休

8. 営業日およびご利用の予約

年中無休。ただし、送迎は職員の勤務都合により出来かねる場合もありますのでご相談ください。

9. 通常の事業実施地域

当施設が通常サービスを提供する範囲は山口市及び防府市とします。

10. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	 ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した バラエティに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付対象 外です。) ・食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮しま す。 ・食事の時間は次の通りです。 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの 自立についても適切な援助を行います。
	・週2回の入浴または清拭を行います。
入浴の介助	・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いた入浴も可能です。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
更衣等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床するよう配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は月1回実施します。				
機能訓練	・機能訓練指導員等により入所者の状況に適合した機能訓練を行い、 生活機能の維持・改善に努めます。				
	・嘱託医師により、適切な健康管理に努めます。救急時など必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・利用者が医療機関に通院する場合は、付き添いをお願いします。				
健康管理	当施設の嘱託医師 氏 名:相川一郎、相川文仁、相川裕之 診療科:外科(所属病院相川医院) 診察日:毎日 12:00~14:00				
	・当施設は入所者およびそのご家族様の相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。				
相談・援助	相談窓口 副施設長 村岡 博史 生活相談員 原田 剛治 生活相談員 濱崎 繁野				
送迎	・身体状況等により、ご自分での来所が困難な方には当施設の送迎車で入退所の送迎を行います。				
サークル活動	・音楽、手芸、生花、書道、カラオケ				
行事等	・当施設では季節に合った行事を企画します。				
短期入所生活介護サービス計画書	介護支援専門員は概ね4日以上利用する利用者に対し、居宅サービス計画書に沿って施設サービス計画を作成します。 介護支援専門員は、適切な方法により利用者の有する能力、置かれている環境等を把握します。当施設の他の専門職と協議のうえ、当施設で提供するサービスの目標・内容・達成時期、提供上の留意すべき事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 施設サービス計画の作成後も介護支援専門員は、当施設の他の専門職から施設サービス計画の実施状況を情報収集し、必要に応じて施設サービス計画の変更をします。 利用者は、介護支援専門員に対して施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。その際介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、利用者の希望に沿うように施設サービス計画を変更します。 介護支援専門員は施設サービス計画を作成した場合には、利用者に対し、施設サービス計画案の内容を説明し、同意を得ます。				

(2)

種 類	内 容	利用料
特別な送迎	・当施設の事業実施区域外の方へも送迎	・実費
りかいよどだら	を行います。	
	・栄養士による食材の検収により、新鮮	・食費
	で安価な食材を提供します。	・1月1,380円
食材の提供		(内訳) 朝食380円
		昼食500円
		夕食500円
理美容サービス	・カンテック理髪店等の出張による理髪	・理髪店の価格による
理実行り一に入	サービスをご利用いただけます。	

11. 苦情等申立先

当施設事務室	責任者 ご利用時間 ご利用方法	内田 芳明 毎日午前8時30分~午後5時30分 電話 083-986-2056 面接 応接室にて 苦情箱(事務所前に設置)			
	山口市介護係 (山口市亀山		季1号)	083-934-2795	
苦情受付機関	防府市高齢障害課介護保険課 (防府市寿町7番1号)			0835-52-1121	
	山口県国民領 (山口市朝田			083-995-1010	

12. 第三者委員

氏 名	住 所	電話番号
亀山 靖爾	山口市鋳銭司2557番地	083 - 986 - 2128
光永 倫紀	山口市鋳銭司6175番地1	083 - 986 - 2918

13. 協力医療機関

名称	相川医院
院長名	相川文仁
所在地	山口市大字鋳銭司5964番地の1
電話番号	083-986-2177
診療科	外科、整形外科、胃腸科、呼吸器科、リハビリテーション科、皮膚科

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム梅光苑 消防計画」にのっとり				
が 市 ・	対応を行います。				
	別途定める「特別養護老人ホーム梅光苑 消防計画」にのっとり、				
平常時の訓練等	年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加し				
	て実施します。				
	設備名称	個数等	設備名称	個数等	
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	5個所	
防災設備	非難階段	なし	屋内消火栓	7個所	
(特別養護老人ホーム	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり	
と共通)	誘導灯	14個所	漏電火災報知機	なし	
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり	
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。				
消防計画等	消防署への届出日:平成21年1月8日				
何例司 画寺	防火管理者:村岡 博史				

15. 損害賠償責任保険加入内容

保険会社名	あいおい損害保険株式会社	
損害賠償内容	補償額 対人1名1億円・1事故10億円	対物1事故1000万円

16. 利用料について

(1) 1日当りのサービス料金

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度により異なります。)

単位:円

多床室利用者	要支援1	要支援2
1. 介護サービス利用料	4, 380	5, 390
2. うち介護保険から給付される金額	3, 942	4, 851
3. サービス利用に係る自己負担額 (1割負担)・・・①	438	539
4. サービス提供体制強化に係わる 負担金 ・・・②		6

5. 食事に係る自己負担額 (食費)	1, 380	
6. 居室に係る自己負担額 (滞在費)	840	
自己負担合計額 (3+4+5+6)	2, 664	2, 765

- ☆上記の表は、利用日1日当たりの標準的な金額です。介護保険負担割合証の負担割合により、2割負担となる場合があります。
- ☆利用料金の計算は利用期間単位で行います。
- ☆送迎を利用したときは、片道につき 1,840 円(往復のときは 3,680 円)がサービス利用料金に加算され、その1割をご負担いただきます。(通常の事業実施地域以外に居住する利用者を送迎した場合の送迎費は通常の実施地域を超えた地点から1kmあたり30円をご負担いただきます)
- ☆介護職員処遇改善加算として、上記①②の合計に 5.9%が上乗せされます。 (送迎がある場合は片道 184 単位・往復で 368 単位が基本単価に加わります)
- (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

ア サービスの概要と利用料金

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、下記の全額が必要になります。

多床室利用者	要支援1	要支援2
1. 介護サービス利用料	4, 380 円	5, 390 円

②食事の材料の提供(食材料費)

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金:1日1,380円 (朝食:380円・昼食:500円・夕食:500円

(3) 利用の中止、変更(契約書第9条参照)

サービス利用開始日の前及びサービス利用開始後に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更(利用期間の延長または短縮等)することができます。この場合、あらかじめ事業者に申し出てください。ただし、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」により利用者の希望に沿えない場合があります。

17. 利用料支払方法

利用料については、原則として下記の金融機関より口座振替でお支払いいただきます。

指定金融機関	振替日	備考
山口中央農業協同組合	利用月の翌月の25日	土日祝日の場合は繰り下がり
ゆうちょ銀行	利用月の翌月の20日	土日祝日の場合は繰り下がり

口座振替を希望されない場合はご相談に応じます。

償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。(償還払いは後に保険者より9割返還されます。)

18. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間について所定用紙に記載し職
71 E4 711H	員にご提出下さい。
医療機関への 受診	基本的に、ご家族の方で受診していただくようになります。
居室・設備・器	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。こ
周宝・設備・協 具の利用	れに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことが
共り利用	ございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外では喫煙することが出来ません。
"	飲酒は出来ません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに
上	他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
	所持品については、入苑時持参品について確認いたします。管理につい
所持品の管理	ては、希望があれば当苑で行いますが、利用者御自身で管理し、紛失等
	した場合については責任を負いかねます。
	現金 5,000 円以内であれば、梅光苑事務室にて管理いたします。
現金等の管理	管理者 村岡博史
光並寺の日生	それ以上の現金、財産等の保管ならびに管理についてはご遠慮くださ
	V √o
宗教活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮くださ
政治活動	۷٬ _۰
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
スの仙	その他、入苑時の生活で守らなくてはならない事項をまとめております
その他	のでご覧下さい (短期入所生活介護利用時の規則参照)

19. 緊急時及び事故発生時の対応

利用者の病状に急変、その他緊急事態及び事故が発生した場合には、速やかに主治医または協力医療機関、ご家族及び身元引受人に連絡を行い、医師の指示に従います。ただし、利用中の通院(緊急受診含む)についてはご家族及び身元引受人の責任の基に受診をお願い致します。また緊急連絡先に連絡し、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制を確立するため事故防止に努めるとともに、介護保険法並びに厚生労働省令に基づき、サー

ビス提供に伴う事故発生につきましては、下記の通り対応いたします。

1. 医療機関

主治医、協力医療機関に連絡するとともに、地域の救急医療機関を基本に対応いたします。

2. 事故の連絡・報告基準

報告すべき基準

- ・サービス提供に伴い、発生した障害または死亡等の事故
- ・サービス提供に伴い、発生した損害賠償事故(加入保険会社名 あいおい損害保険株式会社)
- ・感染症等で法令により、保険所等へ報告が義務付けられている事由の事故
- その他必要と認められるもの

事例:看護・介護等による虐待、行方不明など

3. 連絡先

利用者に該当する保険者と山口県国民健康保険団体連合会に連絡いたします。

山口市介護保険課	083-934-2795
防府市高齢障害課介護保険室	0835-52-1121
山口県国民健康保険団体連合会	083-925-2697

20. 情報提供について

利用者及び利用者の家族の個人情報についてはその扱いについては漏洩しない様に細心の注意を払うと伴に守秘義務を守ります。利用者が円滑なサービスを受けるため必要があればサービス担当者会議等において、事業者は利用者及び利用者の家族の個人情報を用いることができます。

2 1. 守秘義務

職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密はまもります。

22. その他

その他、本文に記されていないことついては介護保険法令、その他諸法令を尊重し、お互いに誠意をもって話し合い解決することとします。

また、重要事項説明に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、山口地方裁判所をもって第一審裁判所とすることとします。

重要の事項の説	明を受けたこと	とを確認します。	
確認した証と	して、この説明	月書を2通作成し、利用者・身元引受人及び事業者に	は記名押印の
うえ、各自その	1通を保有しる	ます。	
平成	年月_		
利用者	住所_		
	氏名	<u> </u>	
白,一:コ	 		
身元引受人	1土/灯_		
	氏名	印	
	<u> 7 Ч Н</u>		
	続柄_		
事業者	住所	山口市大字鋳銭司2361番地の3	
		社会福祉法人 相清福祉会	
		特別養護老人ホーム 梅光苑	
		理事長 相川 文仁 印	

私は、本書面に基づいて乙の職員(職名<u>生活相談員</u>氏名_____)から上記